

熊本県公報

第 1 2 1 7 9 号
平成 25 年 1 月 11 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (“ ”) 2
- 身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定…………… (“ ”) 2
- 障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の指定…………… (“ ”) 2
- 障害者自立支援法第60条第1項に定める指定自立支援医療機関の指定の更新…………… (“ ”) 3
- 障害者自立支援法第65条に定める指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (“ ”) 3
- 臨時種畜証明書書の交付…………… (畜産課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“ ”) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (“ ”) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“ ”) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (“ ”) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“ ”) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (“ ”) 5
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定…………… (くらしの安全推進課) 5
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“ ”) 5
- 平成24年度予算の要領…………… (財政課) 6
- 公共測量の実施…………… (監理課) 35
- 建築士法第10条第2項の規定による聴聞の実施…………… (建築課) 35
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (“ ”) 35
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (“ ”) 35
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (“ ”) 35
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (“ ”) 36
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (“ ”) 36
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (“ ”) 36
- 選挙管理委員会委員の住所及び氏名…………… (選挙管理委員会) 36
- 選挙管理委員会委員長及び同職務代理者…………… (“ ”) 37
- 第4回荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会の開催…………… (企業局工務課) 37
- 車両メンテナンス委託契約に係る競争入札参加資格等…………… (警察本部警務課) 37
- 車両メンテナンス委託契約に係る一般競争入札の実施…………… (“ ”) 38

告 示

熊本県告示第5号
 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
 平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
慈眼苑ヘルパーステーション	医療法人洗心会 荒尾市荒尾199	平成25年 1月1日	4310300027	同行援護

荒尾市荒尾 1 9 9	7 番地		
7 番地	水町 五郎		

熊本県告示第 6 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
訪問介護 紅い華 熊本北センター 合志市須屋 7 1 1 番地 1	株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目 9 番 2 2 号 河添 佐恵子	平成 2 5 年 1 月 1 日	4312900261	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

熊本県告示第 7 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関の名称及びその所在地
内科	松山 公明	平成 2 4 年 1 2 月 1 日	松山医院 荒尾市原万田 4 6 2
内科 循環器内科	師岡 公彦	平成 2 4 年 1 2 月 1 日	国民健康保険八代市立病院 八代市妙見町 1 4 5 番地
外科	佐藤 伸孝	平成 2 4 年 1 2 月 1 日	一般社団法人玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2
整形外科	名倉 誠朗	平成 2 4 年 1 2 月 1 日	一般社団法人玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2

熊本県告示第 8 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第 6 9 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師又は薬剤師	指定年月日
すみれ老人訪問看護ステーション	宇土市南段原町 1 6 4 番地 5	訪問看護ステーション		平成 2 4 年 1 2 月 1 日
セントケア訪問看護ステーション合志	合志市幾久富 1 7 5 8 番地 1 7	訪問看護ステーション		平成 2 4 年 1 2 月 1 日
株式会社ゆのうら調剤薬局	葦北郡芦北町大字湯浦 2 3 2 - 7	調剤	鶴田 浩二	平成 2 4 年 1 2 月 1 日

熊本県告示第9号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関の指定を更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定更新年月日
ココ薬局	人吉市南泉田町 75番地5	調剤	平成24年12月1日
有限会社カミシマ 薬局	上天草市龍ヶ岳 町高戸1427	調剤	平成24年12月1日

熊本県告示第10号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師又は薬剤師の氏名	辞退年月日
ナナ薬局龍ヶ岳店	上天草市龍ヶ岳町 1237-17	調剤	宇良田 滋	平成19年3月 13日

熊本県告示第11号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	名号	種類	品種	検査成績	飼養者	検査場所
平成24年 12月13日 (木)	21243990001	グレイトレインボー	馬	半血種 (輓系)	2級	岩本 剛	阿蘇郡 西原村

熊本県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
楽寿 デイサービスセンター 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波	平成24年12月25 日

熊本県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
楽寿 デイサービスセンター 八代市川田町東1048番地16	株式会社静波	平成24年12月25 日

熊本県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハステーション RICHE 天草市川原町7番29-3号ファ ミール川原町101	株式会社リハビリテーシ ョンコムラッド	平成25年2月1日

熊本県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
リハステーション RICHE 天草市川原町7番29-3号ファ ミール川原町101	株式会社リハビリテーシ ョンコムラッド	平成25年2月1日

熊本県告示第16号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターひかり 玉名郡和水町西吉地3433番地 1	株式会社陽光	平成25年1月1日

熊本県告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターひかり 玉名郡和水町西吉地3433番地 1	株式会社陽光	平成25年1月1日

熊本県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町三ヶ字上松尾1493番から1495番まで、字大戸1561番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上松尾1494番・1495番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字天狗岩2147番2、字東受2527番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天狗岩2147番2・字東受2527番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第20号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年12月28日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	OL適齢期 おしゃぶり同棲中（オーピー） 美熟女の昼下がり 〜もっと、みだらに〜（オーピー） ドスケベ検査 ナース爆乳責め（オーピー） 痴漢警報 ゆび這う車内（オーピー） 濡れて開く 制服を犯す（新東宝） 人妻娼婦 もっと恥ずかしくて（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター雅 荒尾市大平町三丁目4番	株式会社荒尾介護システム	平成24年12月28日

熊本県告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター雅 荒尾市大平町三丁目4番	株式会社荒尾介護システ ム	平成24年12月28 日

熊本県告示第23号

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算並びに特別会計の予算及び補正予算が平成24年12月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成24年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

平成24年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,369,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772,120,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	5,333,789	484,946	5,818,735
	1 分担金	260,510	165,880	426,390
	2 負担金	5,073,279	319,066	5,392,345
2	国庫支出金	125,300,985	5,340,359	130,641,344
	1 国庫負担金	43,256,776	78,029	43,334,805
	2 国庫補助金	79,291,707	5,262,330	84,554,037
3	財産収入	1,619,467	19,474	1,638,941
	1 財産運用 収入	1,091,315	1,250	1,092,565
	2 財産売却 収入	528,152	18,224	546,376
4	繰入金	59,069,698	312,554	59,382,252
	1 基金繰入金	58,415,542	312,554	58,728,096
5	繰越金	2,855,423	333,222	3,188,645
	1 繰越金	2,855,423	333,222	3,188,645
6	諸収入	36,343,359	30,419	36,373,778

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 受 託 事 業 入 取	1,028,200	9,100	1,037,300
	2 雑 入	4,238,819	21,319	4,260,138
7 県 債		111,318,000	4,849,000	116,167,000
	1 県 債	111,318,000	4,849,000	116,167,000
歳 入 合 計		760,750,630	11,369,974	772,120,604

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		93,014,911	127,278	93,142,189
	1 社会福祉費	65,567,861	69,914	65,637,775
	2 児童福祉費	21,215,827	57,364	21,273,191
2 衛 生 費		56,609,689	54,666	56,664,355
	1 公衆衛生費	39,526,863	44,893	39,571,756
	2 環境衛生費	14,197,112	9,773	14,206,885
	3 医 薬 費	1,146,078		1,146,078
3 労 働 費		5,201,450	176,750	5,378,200
	1 失業対策費	3,194,567	176,750	3,371,317
4 農 水 産 業 林 費		59,719,375	4,394,628	64,114,003
	1 農 業 費	14,488,376	327,782	14,816,158
	2 農 地 費	15,639,342	2,548,890	18,188,232
	3 林 業 費	21,167,678	914,902	22,082,580
	4 水 産 業 費	5,513,902	603,054	6,116,956

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 土 木 費		86,895,604	6,368,359	93,263,963
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	35,836,152	622,526	36,458,678
	2 河 川 海 岸 費	29,947,830	5,725,833	35,673,663
	3 港 湾 費	4,969,527	20,000	4,989,527
6 警 察 費		39,264,033	4,660	39,268,693
	1 警 察 活 動 費	3,792,853	4,660	3,797,513
7 教 育 費		167,835,727	9,100	167,844,827
	1 社 会 教 育 費	2,276,278	9,100	2,285,378
8 災 害 復 旧 費		22,973,127	238,329	23,211,456
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	11,410,761	6,763	11,417,524
	2 土 木 災 害 復 旧 費	11,192,608	213,657	11,406,265
	3 衛 生 災 害 復 旧 費	39,282	17,909	57,191
9 諸 支 出 金		47,200,556	△ 3,796	47,196,760
	1 繰 出 金	7,325,948	△ 3,796	7,322,152
歳 出 合 計		760,750,630	11,369,974	772,120,604

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 民 生 費		千円 2,996,000
	1 社 会 福 祉 費	2,411,000
	2 児 童 福 祉 費	585,000
2 衛 生 費		296,000
	1 公 衆 衛 生 費	200,000
	2 環 境 衛 生 費	96,000
3 農 林 水 産 業 費		18,417,000
	1 農 業 費	751,000
	2 畜 産 業 費	48,000
	3 農 地 費	5,591,000
	4 林 業 費	10,250,000
	5 水 産 業 費	1,777,000
4 商 工 費		32,000
	1 工 鉱 業 費	32,000
5 土 木 費		43,490,000
	1 土 木 管 理 費	806,000
	2 道 路 橋 り ょ う 費	14,135,000
	3 河 川 海 岸 費	21,358,000

款	項	金 額
		千円
	4 港 湾 費	1,123,000
	5 都 市 計 画 費	5,787,000
	6 住 宅 費	281,000
6 警 察 費		257,000
	1 警 察 管 理 費	246,000
	2 警 察 活 動 費	11,000
7 教 育 費		1,939,000
	1 教 育 総 務 費	183,000
	2 高 等 学 校 費	1,624,000
	3 特 別 支 援 学 校 費	132,000
8 災 害 復 旧 費		11,184,000
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	4,406,000
	2 土 木 災 害 復 旧 費	6,704,000
	3 教 育 災 害 復 旧 費	57,000
	4 衛 生 災 害 復 旧 費	17,000
合 計		78,611,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 秘書事務委託業務	平成25年度 ～平成27年度	千円 99,359
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度	32,441 33,378 33,540
2 広報誌制作業務	平成25年度	20,929
3 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	平成25年度	120,148
4 くまもと県民交流館管理運営業務	平成25年度 ～平成29年度	99,728
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	19,320 19,872 20,056 20,240 20,240
5 保健・医療・福祉関係業務	平成25年度	32,323
6 身体障害者福祉センター管理運営業務	平成25年度 ～平成29年度	241,165
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	46,720 48,055 48,500 48,945 48,945
7 海域水質環境調査業務	平成25年度	16,531
8 指定野菜価格安定対策資金支払保証 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその	平成24年度 ～平成25年度	186,080

事 項	期 間	限 度 額
		千円
9 治山事業	平成25年度	2,000
10 水産環境整備事業	平成25年度	350,000
11 漁業取締船「ありあけ」代船建造事業	平成25年度 ～平成26年度	1,206,000
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度	484,000 722,000
12 水産生産基盤整備事業	平成25年度	500,000
13 漁港漁場施設補修事業	平成25年度	4,650
14 野外劇場管理運営業務	平成25年度 ～平成29年度	90,843
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	17,700 18,154 18,270 18,386 18,333
15 建設単価調査業務	平成25年度	19,279
16 収用委員会審理速記業務	平成25年度	340
17 道路新設改良費	平成25年度	958,000
18 治水堤防費	平成25年度	200,000
19 港湾建設費	平成25年度	550,000
20 警察関係業務	平成25年度 ～平成26年度	850,316
	年次別内訳 平成25年度 平成26年度	769,316 81,000
21 県立高等学校再編・統合施設整備事業 水 俣 市	平成25年度	15,076

事 項	期 間	限 度 額
		千円
22 水俣工業高校特別教室棟改築事業 水 俣 市	平成25年度	32,309
23 県立美術館分館管理運営業務	平成25年度 ～平成27年度	121,266
	年次別内訳	
	平成25年度	38,677
	平成26年度	41,104
	平成27年度	41,485
24 県有施設等管理業務	平成25年度 ～平成29年度	4,752,246
	年次別内訳	
	平成25年度	3,055,710
	平成26年度	732,472
	平成27年度	696,518
	平成28年度	133,773
	平成29年度	133,773
25 給食業務	平成25年度 ～平成27年度	118,908
	年次別内訳	
	平成25年度	71,854
	平成26年度	36,297
	平成27年度	10,757

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 緊急雇用創出基金事業	平成25年度	千円 336,939	平成25年度	千円 568,598
2 情報処理関連業務	平成25年度 ～平成29年度	73,615	平成25年度 ～平成29年度	240,757
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	51,620	平成25年度	218,762
	平成26年度	10,142	平成26年度	10,142
	平成27年度	5,701	平成27年度	5,701
	平成28年度	4,131	平成28年度	4,131
平成29年度	2,021	平成29年度	2,021	
3 事務機器等賃借	平成25年度 ～平成30年度	2,915,882	平成25年度 ～平成30年度	2,926,831
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成25年度	632,353	平成25年度	636,159
	平成26年度	610,661	平成26年度	612,354
	平成27年度	610,552	平成27年度	612,265
	平成28年度	610,470	平成28年度	612,202
	平成29年度	443,440	平成29年度	445,445
平成30年度	8,406	平成30年度	8,406	

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 共 土 本 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費</p>	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">146,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 1,704,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 2,377,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	522,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	592,000			
造林国庫補助事業費	21,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	229,000			
保安林整備国庫補助事業費	207,000	その他	し方式で	元金均等償還、	239,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	199,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	365,000			
漁港国庫補助事業費	705,000	証書借入又	る資金に	等	788,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,216,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	4,363,000			
道路維持国庫補助事業費	3,176,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	3,330,000			(補 正 前 に 同 じ)
河川国庫補助事業費	3,803,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	6,291,000			
砂防国庫補助事業費	3,720,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又	3,770,000			
河川直轄事業負担金	4,275,000	(その他)	おいては、	は借換えをす	4,888,000			
交通安全施設整備事業費	335,000	工事その他	当該見直	ることができ	337,000			
公衆衛生施設現年発生単具災害復旧事業費	24,000	の都合により、	し後の利	る。	41,000			
		一部又は全部	率)					
		を翌年度以降						
		に繰り下げて						
		借り入れるこ						
		とができる。						
		発行価格が						
		額面金額を下						
		回るときは、						
		その発行差額						
		をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						
計	22,907,000				27,610,000			

平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,656,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財 産 収 入			1,021	1,021
	1 財 産 売 払 収 入		1,021	1,021
歳 入 合 計		3,654,998	1,021	3,656,019

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		903,921	1,021	904,942
	1 港 湾 費	903,921	1,021	904,942
歳 出 合 計		3,654,998	1,021	3,656,019

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		40,000
	1 港 湾 費	40,000
合 計		40,000

第 3 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
		千円
庁舎等管理業務	平成25年度	12,972

平成 2 4 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 2 4 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,750,894千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1	県 債	1,750,894
	1 県 債	1,750,894
歳 入 合 計		1,750,894

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,750,894
	1 河 川 海 岸 費	1,750,894
歳 出 合 計		1,750,894

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 1,750,894
	1 河 川 海 岸 費	1,750,894
合 計		1,750,894

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>国庫補助河川用地 先行取得事業費</p>	<p>1,750,894</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め15年以内。 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,303,000
	1 流域下水道費	1,303,000
合	計	1,303,000

第2表 債務負担行為補正

追 加			
事	項	期 間	限 度 額
1	熊本北部流域下水道水質法定検査業務	平成25年度	千円 3,387
2	球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	平成25年度	3,602
3	八代北部流域下水道水質法定検査業務	平成25年度	3,512

平成24年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第3号）
平成24年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第3号）
は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		824,000
	1 工 鉱 業 費	824,000
合	計	824,000

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成24年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,679,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水俣湾堆積物処理費 汚泥処 業 費		1,733,948	△ 1,221,403	512,545
	1 分担金及び 負担金	1,733,948	△ 1,221,403	512,545
2 子貸 っ付 ソ費		3,965,045	△ 754,743	3,210,302
	1 諸 収 入	3,965,045	△ 754,743	3,210,302
3 支援措置費		3,367,700	2,464,350	5,832,050
	1 国庫支出金	1,922,580	1,976,146	3,898,726
	2 繰 入 金	965,120	△ 3,796	961,324
	3 県 債	480,000	492,000	972,000
歳 入 合 計		13,191,021	488,204	13,679,225

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水俣湾堆積 汚泥処理費		千円	千円	千円
		1,976,558		1,976,558
	1 公 債 費	1,976,558		1,976,558
2 子 貸 ツ 付 ソ 費		5,645,015		5,645,015
	1 公 債 費	5,645,015		5,645,015
3 支 援 措 置 費		1,445,120	488,204	1,933,324
	1 環 境 費	480,000	492,000	972,000
	2 公 債 費	965,120	△ 3,796	961,324
歳 出 合 計		13,191,021	488,204	13,679,225

第 2 表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ プ 特 別 貸 付 資 金	千円 480,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 972,000			(補 正 前 に 同 じ)

平成 2 4 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 4 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	平成 2 5 年度	千円 2,352

平成 2 4 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 4 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
企業局所有施設等管理業務	平成 2 5 年度	3, 397
有料駐車場料金徴収等業務	平成 2 5 年度 ～平成 2 7 年度	77, 661
	年次別内訳	
	平成 2 5 年度	25, 324
	平成 2 6 年度	26, 048
	平成 2 7 年度	26, 289

平成 2 4 年度熊本県病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 2 4 年度熊本県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成 2 5 年度	千円 42,187
医事業務	平成 2 5 年度	23,533
給食業務	平成 2 5 年度	69,001
事務機器等賃借	平成 2 5 年度 ～平成 2 7 年度	4,454
	年次別内訳 平成 2 5 年度	1,452
	平成 2 6 年度	1,494
	平成 2 7 年度	1,508

平成 2 4 年度熊本県一般会計補正予算（第 1 0 号）

平成 2 4 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,835,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 778,659,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	5,333,789	115,330	5,449,119
	1 分担金	260,510	1,800	262,310
	2 負担金	5,073,279	113,530	5,186,809
2	国庫支出金	139,373,925	2,717,080	142,091,005
	1 国庫補助金	93,364,647	2,717,080	96,081,727
3	繰越金	2,855,423	6,335	2,861,758
	1 繰越金	2,855,423	6,335	2,861,758
4	県 債	111,318,000	997,000	112,315,000
	1 県 債	111,318,000	997,000	112,315,000
	歳 入 合 計	774,823,570	3,835,745	778,659,315

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 労 働 費		5,201,450	1,640,000	6,841,450
	1 失 業 対 策 費	3,194,567	1,640,000	4,834,567
2 農 水 産 業 林 費		59,719,375	1,216,945	60,936,320
	1 農 地 費	15,639,342	669,630	16,308,972
	2 林 業 費	21,167,678	547,315	21,714,993
3 土 木 費		86,895,604	978,800	87,874,404
	1 道 橋 路 橋 費	35,836,152	640,000	36,476,152
	2 河 川 海 岸 費	29,947,830	50,000	29,997,830
	3 港 湾 費	4,969,527	288,800	5,258,327
歳 出 合 計		774,823,570	3,835,745	778,659,315

第 2 表 繰越明許費

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円 1,216,945
	1 農 地 費	669,630
	2 林 業 費	547,315
2 土 木 費		978,800
	1 道路橋りょう費	640,000
	2 河川海岸費	50,000
	3 港 湾 費	288,800
合 計		2,195,745

第 3 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
緊急雇用創出基金事業	平成25年度	千円 336,939	平成25年度	千円 407,771

第 4 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 1,704,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 1,759,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	522,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	724,000			
農地防災国庫補助事業費	336,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は	351,000			
治山国庫補助事業費	3,982,000	その他	し方式で	元金均等償還、	4,252,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	4,216,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	4,502,000	(補正前に同じ)		
道路維持国庫補助事業費	3,176,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	る資金につ	等	3,205,000			
河川国庫補助事業費	3,803,000	行を含む。)	いて、	ただし、県	3,828,000			
港湾建設国庫補助事業費	555,000	(その他)	利率の見	より、繰上償	670,000			
		工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げることができる。	直しを行	還をなし、又は借換えをすることができ				
		発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	った後に	は借換えをす				
			当該見直	ることができ				
			し後の利	る。				
			率)					
計	18,294,000				19,291,000			

公 告

熊本県公告第4号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により宇城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量	平成24年12月19日から 平成25年2月28日まで	宇城市三角町大口地内

熊本県公告第5号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第2項の規定により聴聞を次のとおり実施する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 聴聞の日時
平成25年1月30日 午後3時
- 2 聴聞の場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室
- 3 聴聞の主宰者
熊本県土木部建築住宅局建築課 審議員 上原伸孝

熊本県公告第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字宮ノ前1116番1、同1116番2及び同1116番3
1, 821.09平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区東野一丁目15番18号
株式会社 みた商事

熊本県公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町新山一丁目3190番1271及び同3190番1272
900.98平方メートル（全体面積 2, 391.01平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン

熊本県公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町花立一丁目4157番3及び里道の一部
1, 256.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区八王寺町30番1号6F
株式会社 ベストプランヒロタ

熊本県公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字小迫1531番4、同1532番3、同1542番及び里道の一部
1,770.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区平成三丁目16番27号
株式会社 九建ホーム

熊本県公告第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字辺田見字中道162番1、同182番1及び里道、水路
6,839.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都文京区後楽一丁目4番14号
昭和リース株式会社

熊本県公告第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年1月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字辺田見字馬場342番7の一部、同342番8の一部、同343番の一部、同344番、同345番の一部、同346番5の一部、同346番6、同347番5の一部、同348番及び349番1の一部
4,687.16平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社 ヤマダ電機

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第1号

熊本県選挙管理委員会委員及び補充員に次の者が選挙されたので、熊本県選挙管理委員会規程（昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号）第4条第1号の規定に基づき告示する。

平成25年1月11日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

委員となった者

住所 熊本市中央区新大江1-3-1

氏名 松 永 榮 治

住所 熊本市東区山ノ内4-1-30

氏名 内 村 公 春

住所 熊本市中央区水前寺公園25-46

氏名 世 良 喜 久 子

住所 熊本市南区御幸木部2-10-5

氏名 角 田 岩 男

補充員となった者

住所 熊本市中央区船場町3-36-1-802

氏名 猿 健 司

住所 熊本市西区出町5-28

氏名 山 口 温 代

住所 熊本市中央区大江4-7-22-702
氏名 吉田道雄
住所 熊本市東区御領1-12-67
氏名 榑村善和

熊本県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次の者が熊本県選挙管理委員会委員長に選挙され、また同条第3項の規定により委員長の職務を代理する者として次の者を指定したので、熊本県選挙管理委員会規程（昭和51年熊本県選挙管理委員会告示第6号）第4条第3号及び第4号の規定に基づき告示する。

平成25年1月11日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松永榮治

委員長となつた者

住所 熊本市中央区新大江1-3-1

氏名 松永榮治

委員長職務代理者として指定された者

住所 熊本市南区御幸木部2-10-5

氏名 角田岩男

熊本県企業局公告第1号

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第4回）を次のとおり開催する。

平成25年1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 現地視察**(1) 日時**

平成25年1月30日（水）午後1時から午後5時まで

(2) 現地視察予定箇所

下代瀬、荒瀬ダム、百済木川、西鎌瀬、佐瀬野

(3) その他

現地視察時間及び箇所は変更することがある。

2 会議**(1) 日時**

平成25年1月31日（木）午前10時から正午まで

(2) 開催場所

熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル10階

くまもと県民交流館 パレアホール

(3) 会議の議題

ア 第3回までの審議内容のまとめ

イ モニタリング調査について

(ア) 土砂処理計画について

(イ) 平成24年度モニタリング調査（中間報告）

ウ その他

(4) その他

時間については変更することがある。

3 2の傍聴等について**(1) 傍聴者の定員 20人****(2) 傍聴手続**

ア 2の傍聴を希望する者は、2の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。

イ 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。

ウ 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。

(3) 1の傍聴については、現地の状況によるので、現地係員の指示に従うこと。現地の状況によっては傍聴を断ることがある。

4 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県企業局工務課

電話番号096-333-2602

熊本県警察本部告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成25年1月11日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 競争入札に付する事項
車両メンテナンス委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札格に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成 25 年 1 月 24 日（木）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 26 年 1 月 4 日から平成 26 年 1 月 31 日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊警公告第 31 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 25 年 1 月 11 日

熊本県警察本部長 西郷 正実

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
車両メンテナンス委託
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務課装備係（熊本県庁警察棟 3 階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110（内線 2314）
ファックス番号 096-381-5110
 - (3) 業務委託の内容
車両メンテナンス委託仕様書による。
 - (4) 委託期間
平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
 - (5) 履行場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号外業務委託仕様書のとおり
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（2）アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたもの限り、紙入札により入札することができる。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更により ICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。

(8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の (1) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 21 号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有する者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間

公告の日から平成 25 年 1 月 24 日（木）午後 5 時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行っている者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の他限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 役員等一覧（様式 2）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに添付するイの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札をする場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成 25 年 2 月 6 日（水）午後 5 時まで

- (4) 提出先
1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書(様式3)により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
1 (2) に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成25年2月6日(水)午後5時まで行う。ただし、仕様書の閲覧及び取得以外については、入札情報公開サービスシステムにおいても行う。
- (2) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成25年2月20日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成25年2月21日(木)午後2時
- (イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部2階201会議室
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(様式4 代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状(様式5))を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成25年2月20日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書(様式6)を入れること。
- (3) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (4) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (6) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (8) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県警察本部警務課装備係

電話番号 096-381-0110 (内線2314)

ファックス番号 096-381-5110

(2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること

熊本県出納局管理調達課 管理審査班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Consignment contract on police vehicles' maintenance

(2) Date and Place for tender:

Date: February 21th, 2013, 14:00p.m.

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Equipment Section, Police Administration Division, Kumamoto Prefectural Police

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2314)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen